認定特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、認定特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラムという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、住民・市民団体・事業者が相互に協力・連携しながら、地球温暖化 防止活動や環境保全に関する事業を行うとともに、子どもをはじめとする県民各層に対 する環境教育及び環境保全活動を推進することにより、環境問題の解決と持続可能な循 環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1)環境の保全活動
 - (2) 社会教育の推進
 - (3) 子どもの健全育成
 - (4)前3号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言、援助

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 地球温暖化防止活動を推進するための事業
 - (2) 環境に関する情報の収集及び提供事業
 - (3) 環境をテーマに活動する個人・団体の交流、連携を推進するための事業
 - (4)環境に関する相談、コーディネート事業
 - (5) 環境マネジメントシステムを推進するための事業
 - (6) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下 「法」という。)上の社員とする。
 - (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人及び 団体で、総会における議決権を有するもの
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の事業を賛助・後援する個 人及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1)退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、催告を受けても納入しないとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除 名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなけれ ばならない。
 - (1)この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 10人以上
- (2) 監事 2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選仟等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が 1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総 数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業 務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は 法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会 又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若 しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者 の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ なければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞な くこれを補充しなければならない。

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解 任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなけ ればならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問・参与)

- 第20条 この法人に、任意の機関として、顧問・参与を置くことができる。
- 2 顧問・参与は、次の職務を行う。
- (1)理事長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問・参与は、理事長が委嘱する。
- 4 顧問・参与は、無報酬とする。

(職員)

- 第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定め る。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2)解散

 - (3)合併 (4)事業計画及び活動予算
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 会費の額
 - (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条に おいて同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第25条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求したとき。

- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集 の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるこ とができない。

(議事録)

- 第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1)日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押 印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1)総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法 をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第35条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は 電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき 理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に 異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものと みなす。

(表決権等)

- 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に 出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1)日時及び場所
 - (2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、 その旨を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押 印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示を したことにより、理事会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を 記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があったものとされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 会費
- (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長 が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決 を経なければならない。

(暫定予算)

- 第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、 理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を 講じることができる。
- 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第 45 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができ
- 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予 算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関す る書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の 議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、 又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3 以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する 場合、所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1)目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6)役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
 - (7)会議に関する事項

- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

- 第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1)総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3)正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5)破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。) したときに残存する財産 は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡する ものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雜則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを 定める。

附則

- 1 この定款は、法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	上	本	久	博	
副理事長	木	Ш		弘	
同	那	須 名	チナ	了子	
理事	蝦	名	<u>萬</u> 智	了	
同	小	西	和	博	
同	小高	西	知	子	
同	高	橋	<u>鑛</u>	司	
同	2	~	悼		
[HJ		⊒`	1-5-		
同		田	美多		
同同	原土	田方	_ 美達 博	生	
同同同	原土	田方	_ 美達 博	生	
同同同同	原土	田方原崎	美 博 儀 富	生	
同同同		田	美多		

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立

総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 社 員 (個人、市民団体等)

3,000円/1口

(企業、企業団体等) (個人、市民団体等) 一般会員

10,000円/1口 1,000円/1口

(企業、企業団体等)

10,000円/1口

この定款は、平成27年9月3日から施行する。

この定款は、平成29年8月2日から施行する。

この定款は、令和元年7月23日から施行する。

この定款は、令和2年7月27日から施行する。

この定款は、令和4年1月1日から施行する。